# 高麗時代における通度寺の寺領支配

武田幸男

## 一　はじめに

朝鮮の慶尙南道梁山郡下北面に現存する通度寺は、新羅の善德王代末期（六四三～六年頃）に、名僧・慈藏が創建したという由緒深い大刹として著名である。高麗時代の通度寺は、周回四萬七千歩ばかりの廣大な寺領をもっていたことでも、とくに知られている。それは通度寺所藏の貴重な資料が早くから紹介・研究されてきたからであった。

通度寺寺領について記錄したこの資料は、稻葉岩吉氏によって、「珍本『通度寺舍利袈裟事蹟略錄』一卷」として學界に紹介された。同氏はとくに寺領について記した一節〈寺之四方山川裨補〉を讀み下し文（三ヵ所省略）で示し、これを高麗時代の重要な「寺院經濟資料」と性格づけて研究した。[1] そこでは寺院經濟機構に對する廣い視野から通度寺のそれを考察し、なかでも長生標に留意しながらその起源・形式・素材・目的機能や、中國の長生庫との關係を問題にした。この後もこの資料は注目され、孫晉泰氏が長生標の神仙思想起源說をとなえ、[2] 秋葉隆氏がその民俗的起源說をとなえた際も、[3] 當然この資料に言及されている。このようにしてこの資料に關する研究は、それに記された長生標の研究、とくにその起源・機能については少なからぬ成果を收めたとしてよかろう。しかし研究對象が長生標にのみ限定されすぎた傾向があり、この資料がもつ「寺院經濟資料」としての側面は忘れられた感がないでもない。

ところが近年に至り、崔吉成氏は從來の研究成果を參照しながらも、まったく新らしい立場から、きわめて注目す

べき研究成果を公表した。[4] 崔氏の論點はきわめて多岐に亘っているが、試みに整理すると次のようになる。

(1)資料の性格　崔氏によれば、この資料は『通度寺舍利袈裟事蹟略錄』といい、同略錄所載の〈寺之四方山川裨補〉は通度寺農莊の經營危機に際して土地の擴張と耕作者（直干）の緊縛を目的として記錄されたものであって、その記錄年次は一三二八（高麗・忠肅王十五）年であり、記錄內容もまた同年の狀態を示している、とみなされている。

(2)農莊の構成　崔氏によれば、通度寺農莊は四方に置かれた十二塔の長生標によって圍まれ、その領域は周回四萬七千步許であり、領內には通度寺・七屬院・十二村落や畓（水田）・田（旱田）・茶園さらに山地・河川があり、その內耕地（畓・田）は通度寺直屬地と耕作者に分與された位畓・位田とに二分されている、とみなされている。

(3)農莊の階級構成　崔氏によれば、領內の通度寺・屬院の僧侶が支配＝搾取階級であり、寺院直屬地の耕作者である直干が被支配＝被搾取階級であって、僧侶と直干との間に基本的な階級關係が形成されている。その直干階級は合計百二十戶あり、直干は戶ごとに位畓・位田を分與され、その他長生標周邊に家代田（宅地）をも分與され、領內には十二塔の長生標周邊に各おの直干十戶ずつで構成された十二の直干村落がある、とみなされている。

(4)農莊直干の性格　崔氏によれば、直干は分與された家代田・位畓・位田を基礎として自立的家計を營みながら、同時に通度寺直屬地を無償で耕作するほか、茶園の耕作・茶の加工・茶器（茶囮・茶泉）の製造を行って寺院に貢納し、さらに屬院の供給にも當った。この直干は同時代の佃戶と歷史的性格を同じくする農奴であるが、佃戶よりいっそう隷屬性が強く、農莊直干に對する搾取形態は「勞働地代」段階における封建的搾取形態であって、このような生產關係に立脚する通度寺農莊の經營形態は上層農莊所有者農莊の一例である、とみなされている。

崔氏は資料にみえる通度寺寺領を基本的生產關係が成立すべき場としての「農莊」ととらえ、卓越した問題設定と獨特な分析方法とをもって、そこには封建的土地所有に基く勞働地代が實現し、封建社會の基本法則が貫徹していたことを、具體的に「論證」しえたとしている。この論證の成果は、通度寺寺領に關する從來の諸研究の成果と水準を

大きく引き上げたばかりでなく、また高麗社會經濟史研究の現段階においては、最も基本的な課題について具體的體系的解明のための唯一の試論としてそれを位置づけることができる。

しかしひるがえってみるに、崔氏の論證が通度寺寺領について記したこの資料から引き出すことのできる唯一のものとはいいきれない。それは個々の事實の確定のための史料操作についてだけでなく、さらに中心的課題の「通度寺の農莊經營形態」に關する論證そのものについてもいいうることである。

まず、〈寺之四方山川裨補〉の記錄目的・記錄年次・記事內容が示す年次、長生標數とその年次上の限定、村落數と村民の性格、直干數とその年次上の限定など再考すべき點があり、資料に卽して個々の事實確定を行う必要がある。またこの資料の性格をもっと探らなければならない。『通度寺舍利袈裟事蹟略錄』という書名すらこれでよいか疑問なのである。

次に、寺領を農莊とみなし、そこで勞働地代が實現していたとみなしてよいかも問題である。その論證過程では、直干以外の被支配階級や直干以外の村落民を捨象し、直干に分與した土地以外の土地はすべて寺院直屬地と解され、直干は處干卽ち直接耕作者とみなしたうえ、寺院直屬地の直接耕作者が直干にほかならぬとして、勞働地代說が導き出されている。この過程は資料に明示された事實によって進められているのではなく、すべて推量ないし自明の前提とされているにすぎない。したがってこの論證過程に疑問をさしはさむ餘地は充分ある。さらにこうした論證が成立しうる前提には、この資料が通度寺農莊の經營形態に關する全面的體系的分析に耐えうるものとして認識されていなければならない。これも前に指摘した資料の性格を探る必要と關連して考えなおさなければならない點である。

以上の問題點をふまえ、從來の研究成果をも參照しながら、改めて高麗時代の通度寺寺領について檢討したい。後に述べるように、この資料は寺領の全面的體系的分析に充分耐えうるようなものではなく、その意味では本論もとうてい全面的體系的な研究とはいえない。それにもかかわらず、この資料が高麗時代における通度寺の寺領支配に關する貴重な史料であるとすることに問題はないと思う。

## 二　『通度寺事蹟略錄』と通度寺の長生標設置

従來の解釋では、資料『通度寺舍利袈裟事蹟略錄』所收〈寺之四方山川裨補〉に記錄された通度寺の十二塔の長生標は、高麗・忠肅王十五（一三二八）年當時に設置されたものであるとみなされてきた。だが正確にいえば、これは正しくない。このような不正確さが許されてきたのは、この資料に對する批判がやや閑却視されていたからである。

まず書名『通度寺舍利袈裟事蹟略錄』にしてからがはなはだあやしい。稻葉氏が始めて紹介して以來、すべてこの書名に從ってきた。[5] それは本書の各節、卽ち

〈通度寺舍利袈裟事蹟略錄〉　十一葉
〈舍利靈異〉　五葉
〈袈裟稀奇〉　七葉
〈寺之四方山川裨補〉　八葉
〈西天指空和尙爲舍利袈裟戒壇法會記〉　十八葉
〈跋〉　七葉
奧付　一葉

の初節名を採ったにすぎぬと思われるが、そうとすればそれは稻葉氏閱覽の當時から表紙・表題を缺いていたためであろう。通度寺所藏と傳えられる原本の調査が不可能なので確言できないが、「今西氏鈔」とされる今西文庫所藏本[6]も表紙・表題を缺いている。だがその奧付に「通度寺事蹟略錄」と大書してあるので、ここではとりあえず『通度寺事蹟略錄』を書名としておきたい。[7]

本書が現在の形をとるに至った經過は、〈西天指空和尙爲舍利袈裟戒壇法會記〉および〈跋〉によると、㈠泰定五（一三二八）年二月晦に釋瑚が揭于記、㈡天順四（一四六〇）年九月に傳書、㈢萬曆八（一五八〇）年九月に移書、㈣萬曆三十七（一六〇九）年三月に行脚學明が通度寺に所藏することを願い、㈤崇德七（一六四三）年九月に前判大華嚴宗事兼奉先寺住浩然らによって重書開刊した旨、述べられている。本書の原型は既に泰定五年、卽ち高麗・忠肅王十五年に成立したものである。同年を「今年」と忠實に寫してあることも[8]注意してよい。本稿で問題となる〈寺之四方山川裨補〉もまたこの年に本書の一節として成立したのであろう。

しかし成立年次がそのまま記錄內容の年次とは限らな

い。それは〈寺之四方山川裨補〉本文を一讀すれば直ちに理解できよう。

寺之四方山川裨補

A　又寺之四方山川裨補也者、基地四方周四萬七千步許、各塔長生標、合十二、東有黑石峯、置石磧長生標一、南有沙川布川峯、塔排石碑長生標一、北有冬乙山、置石磧長生標一、中有省仍川・机川、各排石碑長生標二、右四方長生標內、東有祖日房、西有慈藏房・月明房、南有赤雲房・呼應房、北有白雲房・穀成房、皆通度寺之屬院也、茲穀成也者、始律師慈藏創通度寺之時、結庵于此往來、督役而創排、後師之弟子名穀成、回名爲穀成寺、仍住錫至終、云、穀成師、常入定坐禪時、五雲覆寺、五香分谷、回改爲雲谷寺者、其來尙矣、四方長生基地、分有三千大德房洞、南有布川山洞、乃一千大德之所住房也、北冬乙山茶村、乃造茶貢寺之所也、貢寺茶囗・茶泉、至今猶存不泯、後人以爲、茶所村也、又藏師之火香弟子祖日、火香暇日、直往東峰、觀監山川、結茅栖止、兼置長生標、而終焉、厥後仍名曰祖日庵、云云、四方長生標直千之位田畓、分伏於東南洞內・北茶村坪郊、乃居火郡之境也、又東西院三千大德、常分部於東西、築石大川、犯罰、見黜於洞內、並皆離散、一千僧衆、詣境南布川洞、架庵居止、晨夕往來於寺、瞻禮舍利・袈裟、精勤修道、一日五比丘、回禮拜舍利、肉身登空、而向壇、飛來於寺之門前、墮髏而俱亡於其門前、仍茶毗、云云、後人、於其前臨溪構樓、回名曰置髏樓也。

B　裨補長生標十二者、門前洞口立黑木榜長生標二、東黑石峯、置石磧長生標二、中省仍川・机川、各立石碑長生標二、南沙川布川峯、置石磧長生標二、西大嶺峴、立石碑長生標一、南大川、立石碑長生標一、分塔排於四境、各置千十、每給位田畓及家代田、並四方長生標內田畓・土地也、右石碑・石磧排長生標內、曾無公私他土也、乃宜春郡之境也、其餘不錄事蹟、實具載文籍・本傳云云。

（ABおよび句讀點は便宜的に筆者記入）

直ちに氣付くのは本文が形式的に二分できることである（各おのABとする）が、さらに內容的にみてさらに多くの說明的記述があることを指摘できる。卽ちAの「茲穀成也者」以下七五字、「乃一千大德」以下十字、「乃造茶貢寺」以下七二字、「乃居火郡」以下一二〇字、またBの

「乃宜春郡」以下二二字がそれであり、この説明的記述は忠肅王十五年に釋瑚の手によってまとめられたのであろう。

その内、寺院・僧侶に關する説明的記述は、それ以前から存在した何らかの資料に基づく記述であると考えられ、[9] その内容は新羅にまで溯る回想的内容を示すものが多い。それ以外の説明的記述は、おそらく釋瑚の知見によったものと考えられ、この部分にある多乙山茶村の説明「至今猶存不泯、後人以爲、茶所村也」や長生標内の説明「曾無公私他土也」の「今」「後」「曾」の文字は注意すべきである。[10] この時間的先後關係を示す文字は忠肅王十五年を基準とし、それ以前の先後關係を記述したものと思う。

だが、問題はこれら説明的記述に含まれない部分が示す年次であり、これには長生標・屬院・直干などに關する最も重要な記述が含まれる。そこで注意すべき點は、釋瑚が忠肅王十五年を基準として「今」「後」「曾」などの時間的先後關係を示す説明的記述をこれに加えていることであって、このことから考えれば、長生標・屬院・直干に關する記述はそれ以前の或る時點の狀態を示しているということになろう。おそらく、釋瑚は通度寺所藏の或る文書に基づいてこの記述を行ったものと思われる。[11]

〈寺之四方山川裨補〉が一義的に忠肅王十五年、卽ち一三二八年當時の狀態を示すだけとは考えられない。通度寺の四方に配されたという長生標の設置狀況を檢討すると、このことはいっそう明白になる。

Aの「各塔長生標合十二」や、Bの「裨補長生標十二者」によれば、長生標十二塔が設置されていたことは事實とみてよさそうである。だが常時十二塔であったとはいいきれない。本文のABの各おのに記錄された長生標の方向・位置・素材・塔數を具體的に調査すると、そのようには考えられなくなるのである（次頁表參照）。

なるほどBの長生標數は十二塔であるが、Aの長生標數は僅か七塔にすぎず、この不足分については納得のゆく解釋はかつてなされなかった。稻葉氏はB系記述にA系記述をも並用して塔數をそろえようとしたにも拘らず成功せず、[12] 崔氏は「筆寫の過程で發生」した單純な誤とみなした。[13] 兩者とも塔數は常時十二塔でなければならぬと考え、またABの區別に殆んど留意しない點で共通しているが、

| A | | | | B | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 方向 | 位置 | 素材 | 數 | 方向 | 位置 | 素材 | 數 |
| 東 | 黒石峯 | 石碑 | 1 | (中) | 門前洞口 | ? | 2 |
| 南 | 沙川布川峯 | 石碑 | 1 | 東 | 黒石峯 | 石碑 | 2 |
| 北 | 冬乙山 | 石碑 | 1 | 中 | 省仍川 | 石碑 | 2 |
| 中 | 省仍川 | 石碑 | 2 | 中 | 机川 | 石碑 | 2 |
| 中 | 机川 | 石碑 | 2 | 南 | 沙川布川峯 | 石碑 | 2 |
| | | | | 西 | 大嶺峴 | 石碑 | 1 |
| | | | | 南 | 大川 | 石碑 | 1 |
| 計 | | | 7 | 計 | | | 12 |

これは正しい解釋とはいえない。ABともに各おの獨自の資料に基く記述なのであり、あくまでAでは七塔、Bでは十二塔であって、それぞれ正しく、そこには誤りなどは入っていない。

長生標に關する記述順序は、Aでは(1)方向・(2)「有」字・(3)位置・(4)「置・塔排・排」字・(5)素材・(6)「長生標」字・(7)塔數、という形式をもち、これに對してBでは(1)方向・(2)位置・(3)「置・立」字・(4)素材・(5)「長生標」字・(6)塔數、という形式をもつ。卽ちAの(2)「有」字が、Bでは缺けている。また石碑長生標の設置について、Aが(4)「(塔)排」字を用いるのに對し、Bは(3)「立」字を用いている。以上二點の違いに例外はない。これはABともに各おの獨自の正確な資料に基いているからである。

また、長生標の位置について、ABに共通するのは黒石峯・沙川布川峯・省仍川・机川の四地點にすぎない。さらにこの內で長生標の素材が同じなのは黒石峯・省仍川・机川の三地點である。加えてこの內で長生標數も同じなのは省仍川・机川の二地點のみである。長生標の位置・素材・塔數がABともに一致するのは、僅かに二地點・四塔にすぎないのである。これもABが各おの獨自の資料に基いているからである。

そもそもABの記錄が同一時點の、同一長生標を指すものならば、このような相違は生ぜず、また重ねて記錄するはずはない。ABに重記してあるようにみえるのは誤解であって、各おの異る時點における長生標の原資料に基いたものと考えなければならない。Aに「各塔長生標合十二」とあるのは、Aよりも新らしいBの時點における長生標の設置狀況を念頭に置いた序文的記述であって、これをもって常時十二塔でなければならないとする解釋は許されな

い。

Bの示す時點は忠肅王十五年以前の或る時點であり、Aのそれは Bよりももっと古い或る時點を示し、それはまた高麗・光宗朝（九五〇～九七五年）を溯ることはないのではあるまいか。[14] 本文には「藏師之火香弟子祖日」の建てた長生標のことがみえ、それは通度寺の長生標設置が既に永い歴史をもつことを示しているが、ABともに高麗時代の或る二時點における狀態を示すものとみて大過ないと思う。「一三二八年」のものとは限定できず、さらにそれ以前のものであるとして間違いない。

『通度寺事蹟略錄』は成立年代や性格が異る幾つかの原資料あるいは知見に基いて作成されている。その內、長生標・屬院・直干に關する記述は信賴度の高い何らかの資料を忠實に利用している。またBは忠肅王十五年以前の或る時點、Aはさらにそれ以前の或る時點の狀態を示している。したがって本文によれば、通度寺寺領の長生標・屬院・直干を、高麗時代の或る二時點において問題にできるし、またしなければならないのである。

## 三　通度寺の長生標直干支配

通度寺の廣大な寺領內には、位田・位畓・家代田を給與された直干が多數居住していた。この直干の人數については、稻葉氏以來、長生標十二塔↓標ごとに直干十名↓直干合計百二十名と推計されてきた。まずは驚ろくべき人數の多さである。しかしこの推計を無條件に正しいとはいいきれない。「標ごとに直干十名」とは、おそらく「四方長生標直干」と「分塔排於四境、各置干十」とをあわせ解釋した結果に違いない。これをいちがいに誤とはいえないが、しかしこの解釋以外に、長生標が設置された地點ごとに十名、あるいは「四方」「四境」ごとに十名という解釋も本文に卽しつつ充分成立するといえよう。とすれば、七地點七十名、あるいは四方四十名という數字になる。まして、Aでは長生標七塔であるから、たとえ標ごとに十名としても七十名であり、あるいは五地點五十名、あるいは四方四十名ということも充分ありうるのである。

Aの時點では四十～七十名、Bの時點では四十～百二十名、大略四十～百二十名の直干が寺領內で生活していた。

問題はこれら直干がいかなる性格をもっていたかということである。前述のように、崔氏はこの直干こそ被支配階級であり、勞働地代段階における封建農奴にほかならない、と解したのであった。そのためには、少くとも、寺院直屬の土地が存在すること、直干が處干卽ち直接耕作者として存在すること、直干が寺院直屬地を無償で耕作すること、これら三點が同時に成立していなくてはならない。

ところがこれら三點は、本文に卽して確めうる事實ではなく、すべて推定によっているだけである。そのうち寺領の耕地については、寺院直屬地の存在形態やその耕作形態・收取形態を明らかにしうる手がかりは全くないといってよい。しかし直干については、なお多少の推定を加えることは許されよう。

直干が處干卽ち寺院直屬地の直接耕作者であるという、いわば直干＝處干說は、推定によって成り立つだけで、その推定の根據もあまり判然としない。だがここで考えられるのは、陰竹縣國農所の「稱干農夫」の存在[15]と、直「干」・處「干」の干字共有ということであろう。

國農所の稱干農夫は家舍・田地をもち、同時に彼らは國農所所屬の公田を無償耕作していたらしい。この國農所の經營形態がそっくり通度寺寺領にもあてはまるというわけであろう。これは鋭い指摘に違いないが、兩者を同質のものとみなしてよいかは問題である。稱干農夫の實態や公田の經營形態を別にしても、その機能・性格は國農所と寺領とではかなり異っており、直干の性格を後述するように解釋しうるとすれば、この推定に從うことはできなくなる。

ところで他方、稱干農夫卽ち「干」と稱する農夫が存在したことは事實であり、また高麗時代以來、處「干」が存在していた[16]のであって、そうとすれば通度寺の直「干」もまた寺院直屬地の直接耕作者とみなしてよいのではなかろうか。しかしこの干字の共有に基づくこのような推定に對してもなお檢討する必要があるのである。

そもそも「干」を稱する階層は、處干に限られてはおらず、實に多樣な某「干」階層が存在していた。[17] それらを便宜的に分類すると、某干の第一類として「物資＋干」を擧げることができる。卽ち物資とは鐵・鹽・生鮮（魚類）・生鴈（鳥類）・酥油（乳酪）・毛物などであって、これら

の物資を生産・捕獲し、これを王室・國家など諸機關に進上・貢納する義務を負わされた階層が、第一類干であった。某干の第二類は「力役＋干」であり、守護・烽火・牧子・庭燎（爐）・營繕などの特定の力役を負擔する階層であった。第三類は「場所＋干」であって、水站・亭・宗廟など特定の場所・機關に屬していた。第四類は「物資＋場所＋干」であって、鐵所干などがこれに屬する。ちなみに國農所の稱干農夫つまり國農所干は第四類に、處干は第三類に屬するといえよう。だがこの四分類ははなはだ形式的な分類にすぎず、その內容からみれば相互に關連しあっており、嚴密に區分しえないものが多い。これら某干に共通する性格は、或る場所・機關に居住・所屬し、特定の物資の製造・生產や特定の力役に從事して、王室・國家の用に供する階層とでもいえよう。この干階層は、李朝初期には、身分的に良民とみなされながらも賤役に從う「身良役賤」と特徵づけられた階層であったが、高麗時代には賤民とみなされていた。

このように考えてくれば、某干は直ちに處干、卽ち直接耕作者であるとはいえない。處干の如き直接耕作者は干階層の一部分にすぎぬのであり、むしろそれは例外的であったとさえいえるであろう。從って直干＝處干說が成立しなくてはならない理由はさし當ってないのである。たとえ、直干＝處干說が成立するとしても、それから直ちに、直干が勞働地代段階の農奴でなければならぬと解するわけにはゆかない。

處干の原義は「處」に所屬する「干」ということであって、この限りでは處干は直接耕作者であると解してよい。しかし處干が始めて史料に現われる『高麗史』卷二八・忠烈王四（一二七八）年七月乙酉條の解說には

處干、耕人之田、歸租其主、庸調於官、卽佃戶也、時權貴多聚民、謂之處干、以逋三稅、其弊尤重

とあり、處干の納める地代形態は「租」卽ち現物形態であった。[16] 處干を一義的に勞働地代形態の農奴とはいいきれないのである。

處干が直干であり、かつ直干が勞働地代段階の農奴であるという見解は、多くの推定を重ねた後に始めて成立しうるものであり、またその推定の根據にも多くの疑點をさしはさむ餘地がある。直干＝處干說のほかに、直干の性格を

考えることはできないであろうか。本文の表現に即して、なお直干の性格を明らかにできると思う。

本文では、この直干を「四方長生標直干」と表現している。それはまず「干」であり、「直・干」であり、「長生標・直・干」なのである。つまり直干とは長生標の直干なのである。

長生標は、一般的に、守護神祠・里程標・境界標などの機能をもつとされる。通度寺の長生標も風水思想で潤色された境界標であり、あるいはまた守護所的機能をもっていたかもしれない。直干とはこの長生標に所屬し、何らかの役に従事した干階層であった。そこで問題となるのはその役の内容であり、さし當ってその内容を示すと思われる「直」の意義である。

この「直」は朝鮮においてはさほど稀有の用字ではなく、高麗時代以來、普通に用いられていた。[19] それらはいずれも廟・浦・窰・堂・壇・宮・殿・陵・亭・館・宅・院など、王族・國家に屬する建造物・諸機關等を管理・保護・修理するために設けられた直である。通度寺の直は、もちろん王室・國家的性格をもつものではないが、それに準じて考えてよかろう。即ちそれは寺領四境に設置された長生標の管理・保護・修理のために置かれた者であった。

また通度寺の「長生標・直・干」という用語も、たとえば『高麗史』巻八四李啓傳「開城牧監・直・員」、同巻七七百官二外職・西京留守官「聖容殿・直・員」、あるいは『世宗實錄』元年「景福宮・直・奴」、同五年「明嬪殿・直・奴」「濟用監庫・直・奴」、『成宗實錄』九年「山・直・監考」などとみえる用語と共通する造語法によっており、この點でも例外的用語ではない。しかもこの際、直に就く者は多く權務官であって、れっきとした官人ではなく、さらに奴をすら含んでいたことが注意される。通度寺の長生標直もまた身分的には賤民的な干であった。いずれも高い身分をもたない點で共通している。

通度寺寺領の直干について確認できるのは、彼らが長生標の管理・保護・修理などの特定の力役を負擔していたということである。このような解釋は、實は既に稲葉氏によって「直干は乃ち標塔を保護するところの役人を指す」[20]と簡單ながら指摘されていたのであって、これに從って何らさしつかえない。

寺領内には直干だけでなく、それ以外の多くの人々が居住していたに違いない。もちろん、多數の僧侶が本寺・屬院を根據にして生活していたであろう。[31] これら支配階級のほか、直干やそれ以外の諸階層を含む被支配階級、少くとも奴婢が存在していた。それは當時の大寺院に關する常識から容易に想像できるのであるが、李穡『牧隱集』巻三〈梁州通度寺釋迦如來舍利之記〉に「今年」、つまり高麗・辛禑五（一三七九）年のこととして

（倭）賊又來、又負之、登（通度）寺之後岡榛莽、聞、賊語曰住持安在・舍利安在、搒掠寺奴鞫之、急會天黑、雨又不止、無追者、踰山至彥陽、明日遇寺奴持吾馬相持泣

と記してあることで確認できる。通度寺にはこれ以前から、おそらく多數の寺奴が屬していたとみて誤りあるまい。したがって直干のみを被支配階級であったとみなすわけにはゆかない。しかも直干とは長生標直干なのであり、勞働地代段階の農奴とはいえないとするならば、なおさらそうみなければならないのである。

だがこれら直干は、少くとも寺領内に存在する被支配階級の一部を構成していた。通度寺は多數の長生標を四境に立て、それを管理・守護するために多數の直干を配した。始めの長生標七塔を、後には十二塔に增やし、それにつれておそらく直干の數も百名以上にまで增加されたとも考えられる。これら直干は寺院から家代田を支給されて住居を確保すると共に、また位田・位畓をも支給されて自己生計の基盤を獲得した。家代田・位田・位畓を直干に分與することによって、寺院は長生標の管理・守護のための力役を確保し、身分的にも賤民的な干として固定し、おそらく彼ら家族を世襲的に支配したのであろう。

通度寺の長生標直干に對する支配は、封建地代收取に、さらには勞働地代收取に基づく農奴支配であるとはいいきれない。そのような論證に不可缺な體系的分析には、この資料は耐えられないと思う。しかし直干は長生標を守護するために低い身分にしばられ、力役を負擔した被支配階級であった、とだけはいえるのである。

## 四　通度寺の村落支配

通度寺の廣い寺領内には、通度寺・屬院があり、また寺

領民の村落がいくつか存在していた。本文に某洞・某村とみえるのがそれである。

寺領中央部には「門前洞」があり、南部に「布川（山）洞」、北部に「多乙山茶（所）村」があるほか、方位不明の「三千大德房洞」がみえ、また方位のみが示されている「東南洞」が存在していた。従って少くみつもって三村落、多くみつもれば五以上の村落があったとみてよい。しかし本文の資料としての性質上、村落に關する記述は萬全とはいい難く、確かめうる上記の數を上まわる村落數を想定しなくてはならない。

これらの村落と寺院との間には密接な關係があったようである。大刹の前に聚落が形成されることは古來常にみられるところであり、通度寺門前にも門前洞があり、洞口黑木傍には長生標が塔置されていた。その他の屬院周邊にも村落があったらしい。布川山洞は「一千大德之所住房」の周邊、三千大德房洞は「三千大德房」の近傍にあった。また現・梁山郡下北面早日（tʃo-ir）里が「祖日（tʃo-ir）房（庵）」の所在地であったとする崔氏の比定[29]はおそらく正當と思われ、そうとすればこれも屬院と村落との關係を示していることになろう。しかも屬院の存在方位にはたいてい長生標が認められ、「藏師之火香弟子祖日、火香暇日、直往東峰、觀監山川、結茅栖止、兼置長生標、而終焉、厥後仍名曰祖日庵」という説明的記述によると、屬院と長生標との關係も示されている。長生標と寺院、寺院と村落との間には相互に密接な關係があったとみなしてよかろう。寺領内の村落は通度寺によるさまざまな形態の支配に服していたに違いない。

しかしその村落支配は必らずしも同質の均等な支配であったとはいえない。むしろ對照的な異質の支配形態が指摘できるところに、高麗時代における通度寺寺領内の村落支配の特色があった。

寺領内の村落について明らかに異る二類型を指摘できる。その一つは某洞といわれる聚落形態である。洞と稱する聚落形態は古くからあったと考えられ、高麗初期にも存在していた。『高麗史』その他によると、大寺洞（高宗朝）・安和寺洞（恭愍王二三年）など寺院名を冠する洞を含め王京開京内には某洞の存在が多數認められる。勿論、王京外の地方にも石泉寺洞（慶尙道固城縣・元宗二年）を含

め、某洞の名稱は早くから認められる。通度寺寺領内の某洞も、おそらく朝鮮全土に認められるこれら某洞と同質の村落とみて誤なかろう。とくに大寺洞・石泉寺洞・安和寺洞などの例にみられるように、寺院と村落とが密接な關連をもっていたことは特別な例ではない。ただ寺領内に幾つかの洞を包含していた點に通度寺の場合の規模の大きさが窺われるのである。

しかし、この類型の村落に對する寺院の支配がどのような形態で個々の洞民に及んだか、といった點は不明とするほかない。ただ、もう一つの村落類型である某所と比べた場合、とくに強度の隷屬關係のもとに置かれたのではなく、身分的にも一般良民の村落であったという、ごく平凡な村落として考える以外はない點にこそ留意すべきであろう。寺領内北方に存在した聚落「冬乙山茶所村」は、まったくこれらの洞とは異っていたからである。

冬乙山茶所村は、本文に「茶村」「冬乙山茶村」「茶所村」などとみえるが、これが特に重視されなければならない理由は、それが「所」であり、「茶所」であったということにある。

從來の高麗郡縣制度に關する研究成果によると、それは族團を身分的に緊縛し、身分序列によって累層的に編成した支配機構であって、この最下位に賤民身分として固定された族團が鄕・部曲・莊・處などの區畫單位として組みこまれ、村落をなして居住し、集團的支配を受けていた[20]と考えられている。所もまた鄕・部曲・莊・處と同樣な賤民部落であり、國家の集團的支配を受け、各おの特定の貢納物を收取された[21]。所がもつこのような一般的特徵は、通度寺の所にも貫徹していたとみてよい。ただ異るのは、それが通度寺寺領内に存在し、寺院による集團的支配を受けていたということである。

冬乙山茶所村は所であるとともに、茶所であった。これについて本文は

北冬乙山茶村、乃造茶貢寺之所也、貢茶四・茶泉、至今猶存不泯、後人以爲、茶所村也

と說明している。所には貢納すべき物資の違いに應じて、金所・銀所・銅所・鐵所・絲所・紬所・紙所・瓦所・炭所・鹽所・墨所・藿所・薨器所・魚梁所・薑所などの別があり、各おの特定の貢物を納入した。寺領内の所は茶所であ

って、通度寺には茶を貢納したが、そのほか茶囮・茶泉をも貢納しなければならなかった。古來、朝鮮でも茶と寺院との關係は密接であり、[25]寺院の儀禮に缺かせなかったが、通度寺では茶所を設定し、所民に茶を栽培・製造させるとともに、茶囮・茶泉まで貢納させたのであった。通度寺の茶の需要はこの茶所に對する強力な支配によって確保され、維持された。

茶所村民は賤民村落としての所に集團的に居住し、集團的に支配された。李朝初期に編纂された各種『地誌』には、既に亡んでしまった幾つかの茶所の名を止めている。

I　慶尚道固城郡　亡所六

鴨岾銀所、石智銅所、遊息銅所、弓次浦銅所、達岾茶所、模島句當所（以上『慶尚道地理志』）

II(1)　全羅道長興都護府（古屬）茶所十三

饒良、守太、七百乳、井山、加乙坪、雲高、丁火、昌居、香餘、熊岾、加佐、居開、安則谷（以上『世宗實錄』卷一五一地理志）

II(2)　全羅道長興都護府　古跡

饒良所、守太所、七百乳所、井山所、雲膏所、丁火所、昌居所、熊岾所、加佐所、居開所、加乙坪所、香餘所（以上『新增東國輿地勝覽』卷三七）

III　全羅道茂長縣（古屬）茶所二

龍山、梓亦（以上『世宗實錄』卷一五一地理志）

IV(1)　全羅道同福縣　古茶所一

瓦村　今稱瓦旨茶貢里（以上『世宗實錄』卷一五一地理志）

IV(2)　全羅道同福縣　古跡

瓦村所（以上『新增東國輿地勝覽』卷四〇）

全羅・慶尚道などの南部地方には多數の茶所が存在し、都護府・郡・縣などに所屬して、茶の栽培・製造に從事するほか、茶囮・茶泉などをも製作し、貢納していたことが推察されるのである。

ここで重要なのは『新增東國輿地勝覽』長興都護府の〔姓氏〕條に「〔丁火〕申」とあることである。これはII(2)の〔古跡〕丁火所に對應するものであり、したがってそれはII(1)の丁火茶所民の姓氏なのである。丁火茶所は曾つて姓「申」を稱する村落民の住所であり、申姓を稱する姓氏集團が集團的に支配されていたことがわかる。[26]寺領內の茶

所についてもこれと同様に考えてよい。多乙山茶所村の村落民も、今は知ることのできない姓をもち、姓を同じくする同族集團が寺院によって身分的・集團的に支配されていたものと思う。

以上にみえる多くの茶所は、李朝初期には既に「亡」「古」であり、「古屬」「古跡」であって、もう亡び去っていた。この茶所におとずれた大變化は、實は所一般、郡縣制一般の大變動の一環としてあらわれたものであって、その結果である。瓦村茶所が瓦旨茶貢里となり、丁茶火所が丁火里となったのは、以前可能であった茶所としての村落支配が不可能となり、茶所の解放が進行し、その結果支配形態の變化が實現したのである。こうした茶所解放の方向は高麗末期から李朝初期にかけて急速に進んだらしい。寺領内の茶所もこの期間にいずれ解放されたに違いない。本文に「茶所」とはいわずに、「茶村」あるいは「茶所村」と記録したり、「今に至るも猶お存して泯びず」と記述するところから察するに、その解放の何らかの動きが忠肅王十五年當時には既に現われていたのかもしれない。

多乙山茶所はやがて消滅すべき性格の村落ではあったが、なお當時は茶・茶具の製造・貢納を課せられた同族集團の村落であり、身分的にも低劣な地位に置かれた賤民村落であった。

そうしてみると、同じく通度寺寺領内の村落とはいえ、それらは少くとも二類型に分類でき、とくに集團的支配に服する所の存在が注意されるのである。ところで崔氏は、寺領内の村落についても獨自の見解を呈示している。すなわち通度寺寺領に對する體系的分析が可能であるとの立場から、村落の數は十二であり、十二村落は長生標周邊にあり、その村落は各おの直干十名によって構成されていたと考えているものと解される。この見解は寺領内の村落が直干によってのみ構成されているとの推定を前提にしながら、殆んどすべて證明できない推論によっているのであって、これに從うわけにはゆかない。たとえ以上の假定をすべて認めようとしたところで、常時十二村落が存在したことや、多乙山茶所村が他の村落と同様に直干十名によって構成されていたとは、どうしても考えられない。十二という數字は時期的にきわめて限定的な意味しかもちえず、某洞と茶所とに對する支配形態はまったく對照的であり、む

しろ根本的に相違していたからである。直干は直干村落を形成していたかもしれないが、それは不明のことに屬する。そもそも寺領内の村落に對する全面的體系的な研究は資料の性格上不可能であると考える。

しかし少くとも幾つかの村落が寺領内に存在し、その村落の中には集團的に支配された賤民村落＝茶所が存在していたことは確實であり、茶所の實態をかなり明らかにしうる點は、この際特筆すべきことである。

## 五　おわりに

『通度寺事蹟略錄』の〈寺之四方山川裨補〉は通度寺寺領の支配に關する貴重な資料であり、それは少くともその二側面について有用である。まず、寺領四境には多數の長生標が次々に塔置され、またその守護のために多數の直干が配置された。直干には寺院より家代田・位田・位畓が分給され、賤民的な干として世襲的に支配された。この長生標直干に對する通度寺の支配は強力に推進されていたと思われる。

また寺領内には幾つかの村落が存在しており、そのうち多乙山茶所に對する支配は特に苛酷であった。通度寺は所民を賤民として集團的・世襲的に支配し、茶・茶具を製造・貢納させた。茶所に對する通度寺の支配が強行されたに違いない。

このような茶所に對する支配は、李朝初期には、やがて茶所の消滅、解放によって崩壞したのであろう。また長生標直干に對する支配もまた干の解放の方向において消滅したものと考えられる。だが高麗時代においては直干・茶所に對する支配はなお強力に維持されていた。多數の長生標によって圍まれた周圍四萬七千步ばかりのこの廣大な寺領は、通度寺によって一圓的に支配されていた。ここにいわば神聖な小王國が成立していたともいえよう。しかしこの一圓的支配は通度寺側の自力によってのみ實現できたのではなく、その背後には國家權力の統制・保護があったと考えられる。

周知のように、高麗時代に通度寺が塔置した石碑長生標はなお現存しており、その碑文が『朝鮮金石總覽　上』に〈梁山通度寺國長生標〉として收められている。[29] この石碑長生標は梁山郡下北面畓谷里に塔立しているのであるが、

碑文に「孫仍川」とあるところから、これが本文A「省仍川」の石碑長生標二塔のうちの一塔、B「省仍川」の石碑長生標二塔のうちの一塔に當るとみてよく、大安元年、卽ち高麗・宣宗二（一〇八五）年乙丑十二月に改立されたものである。

通度寺孫仍川國長生一坐段寺」所報尙書戶部乙酉五月日牒前」判兒如改立令是於爲了等以立」大安元年乙酉十二月日記

この碑文の解讀[29]によると、通度寺の寺領支配をめぐる國家權力との關連が多少明らかになる。この年の長生標改立は通度寺の一方的意志によって行なわれたのではなかった。それは尙書戶部の「乙酉五月日牒」によるものであり、さらに根源的にはその牒にもみえる「前判」、卽ち先に國王（宣宗）が認可した判文に基いて改立されたのである。このような手續きを經たうえで長生標の改立が行われたことは、それが通度寺側の一方的意志のみで可能となるのではなく、また長生標の對外的意義ないし國家權力の保護を明示している。通度寺の寺領支配は必ずしも自立的に存續しうるものではなかった。五月の牒を受けた後、早くも十二月にはその旨を記した石碑長生標を諸方に塔立したこと自體が、そうした事情を裏書きしている。田土標識・神祠・里程標・境界標など、長生標の機能についてさまざまな解釋があるが、この場合國家的權力・權威の認可を表示する機能をもっていたことをもつけ加えておかなければならない。

だが、國家と通度寺との間の關係は、このような保護關係にのみあるのではない。『三國遺事』卷四〈寶壤梨木〉の記事

謹按、淸道郡司籍、載天福八年癸酉[30]（註略）正月日淸道郡界里審使順英・大乃末水文等柱貼公文、雲門山禪院長生、南・阿尼岾、東・嘉西峴云云（中略）又開運三年丙辰雲門山禪院長生標塔公文一道、長生十一、阿尼岾、嘉西峴、畝峴、北買峴一作面知村、北・猪足門等（下略）

によると、淸道郡雲門寺も、天福八年卽ち高麗・太祖二六（九四三）年當時さらに開運三年卽ち高麗・定宗元（九四六）年當時、多數の長生標によって圍まれた廣大な寺領を支配し、寺領內には面知村など村落すら存在していた。こ

れらのことは通度寺寺領の場合によく類似しており、これに准じて考えてよかろう。

また天福八年に界里審使順英などが作成した「公文」には、少くとも雲門寺が塔置した長生標の方位・位置・塔數が記載されており、さらに開運三年に作成された「雲門山禪院長生標塔公文」にも同内容が記載されていたという。國家は長生標に非常な關心を拂い、それについて公文を作成し、それを郡司（邑吏公廳）に永く保管した。そこで注意されるのは、先に省略した『三國遺事』の註に「右公文、清道郡都田帳傳准」とあることで、公文とは「都田帳」と同等の、あるいはその基礎資料だったということである。國家は寺領四境に塔置された長生標に深い關心を寄せ、それを通じて寺領内の田畓を都田帳卽ち土地臺帳に登記し、その把握に務めていたのであった。このような事情も、通度寺寺領内の田畓の場合でも充分ありうることである。もし果してそうならば、通度寺の寺領支配は排他的獨占的なものではなく、國家の支配・統制を排するような形態の寺領支配ではなかったことになる。

この直干や茶所民に對する通度寺の支配とは別に、寺領内で成立していた筈の基本的な生産關係についてはなおさまざまに想定できよう。しかし本文資料に卽して考える限り、以上に指摘した以外のことは不明というほかなかろう。本文資料は、殘念ながら、こうした基本的問題を明らかにし、かつ勞働地代段階の封建農奴や封建的土地所有の存在などを體系的に論證するに耐えうるような條件を缺いていると思う。こうした意味では、本稿で述べた寺領支配もおのずから斷片的に觸れえたにすぎないといえる。それにも拘らず、ここにあえてこの問題を檢討したのは、他では窺い知ることのできない貴重な事實をこの資料によって少しでも明らかにできると考えたからにほかならない。

通度寺の寺領支配は國家の統制・保護を受けながら實現し、そのようにしてその支配は維持・強化された。その條件のもとで、通度寺は長生標で圍んだ廣大な寺領をもち、その寺領内の直干や茶所民を支配していたのである。

## 註

① 稻葉岩吉「寺院經濟資料と長生標」（「東亜經濟研究」十五―一・二、一九三一年四月、原載）、および「長生標及び長生庫補考」（「東亜經濟研究」十五―四、一九三一年十月、

原載）。両論文は後に「長生標及び長生庫」「長生標及び長生庫補考」と題し、若干の改訂を加えて『釋椋』（一九三六年）に收められた。

② 孫晉泰「長生標」（『市村博士古稀記念東洋史論叢』一九三三年、所收）。

③ 秋葉隆『朝鮮民俗誌』（一九五四年七月、一四七～一五四頁）。

④ 崔吉成「一三二八年通度寺の農莊經營形態」（「歴史科學」一九六一年四號、朝鮮文）。

⑤ 『今西博士蒐集朝鮮關係文獻目錄』に「通度寺舍利袈裟事蹟略錄　不分卷　大正今西氏鈔」とある。

⑥ 今西文庫所藏本は今西龍氏ほか一名が原本から轉寫したものといい、きわめて正確であると認められる。なお今西文庫本の利用については、今西春秋先生はじめ、末松保和・旗田巍先生の御盡力をいただいた。

⑦ もし本書の書名が『通度寺事蹟略錄』であるとすれば、當然『通度寺事蹟』とでもいうべきものの存在が想定されよう。事實、本書〈跋〉に「通度寺事蹟」がみえ、さらに『朝鮮總督府古圖書目錄』（一九二一年）に「通度寺事蹟　一　徐海曇著印」とあり、前間恭作『古鮮冊譜』（第三冊）もこれに從っている。しかし今のところ『通度寺事蹟』相互の異同、およびそれと『通度寺事蹟略錄』との關係は不明である。

⑧ 〈西天指空和尚爲舍利袈裟戒壇法會記〉に「泰定丙寅春、始至京城、時人謂之達摩來也。上自公僕、乃至庶民、莫不欣躍、競先瞻禮、聞說戒法、皆發正信、盡斷黨醒、師以參見本師袈裟舍利、今年仲春、抽身登塗、飛錫下南」とあるが、この「今年仲春」とは「泰定五年戊辰二月」を指す。なお指空和尚の足跡は『高麗史』卷三五忠肅王十五（一三二八）年七月庚寅條にもみえる。

⑨ 「何らかの資料」とは、本文にもみえる『本傳』のようなものである。この『本傳』とは『慈藏本傳』を指すようで、〈袈裟稀奇〉にそれがみえる。但し現存『慈藏傳』には本文に合致するような記述はない。

⑩ 〈寺之四方山川裨補〉以外にも、〈通度寺舍利袈裟事蹟略錄〉に「座石今猶存」「今通度寺也」、〈袈裟稀奇〉に「至今猶存焉」、〈西天指空和尚爲舍利袈裟戒壇法會記〉に「今年仲春」など、これと同じ用字法がある。

⑪ 「或る文書」とは、本文にもみえる『文籍』のようなものである。

⑫ 稻葉岩吉『釋椋』（前掲、八二～八三頁）。長生標數について「省仍川机川二」とするのは誤解であること、Aから「冬乙山長生標一」のみを採って他を捨てたこと、それでもなお十一塔にすぎぬことなどの點で從えない。

⑬ 崔吉成「一三二八年通度寺の農莊經營形態」（前掲、二四頁）。長生標について黑石峰・沙川布川峰の塔數に誤解があること、Bから「大嶺峴一」のみを採って他を捨たこと、それでも十塔にすぎないことなどの點で從えない。

⑭ 本書を構成する各節はほぼ年代順に排列されており、〈寺之四方山川裨補〉は〈袈裟稀奇〉（高麗・光宗朝）と〈西天指空和尚爲舍利袈裟戒壇法會記〉（忠肅王十四～五年）の間に

入っている。

⑮ 『太宗實錄』卷九・五（一四〇五）年三月癸亥條に「（司憲府）又言、今革陰竹國農所、其稱干農夫等、並皆分屬船軍及漢城鍊瓦軍、豪強之輩、爭占其田、並取干等所耕之田、其家舍亦皆奪占、干等失業、寃抑莫伸、願、遣行臺監察、在前農所館舍、屬陰竹縣、其公田、分給無所耕船軍及艱難之人等、干等被奪家舍・田地、並令還給、據占公田與民爭利者、一一推鞫、申聞論罪。從之。」とある。

⑯ 旗田巍「高麗時代の王室の莊園―莊・處―」（「歷史學研究」二四六、一九六〇年十月）。

⑰ 『高麗史』には處干の用例を除いて同史卷八一兵志一・辛禑二（一三七六）年七月條にみえる「漢」（han 干と音通）のみであるが、『李朝實錄』には多く指摘できる。試みに太祖～世宗（一三九二～一四五〇年）各朝實錄から管見に入った例を摘記すれば次のような種類の某干がある。年次は初見年代。

鹽干（定宗元年）　鐵所干（太宗四年）　水站干（太宗四年）　貢鹽干（太宗十四年）　進上生鴈干（太宗十七年）　酥油干（太宗十七年）　守護干（世宗卽位年）　烽火干（世宗元年）　牧子干（世宗元年）　進上生鮮干（世宗三年）　庭燎干（世宗六年）　毛物干（世宗八年）　鐵干（世宗十年）　營繕干（世宗十四年）　生鮮干（世宗二三年）　庭燼干（世宗二四年）　宗廟干（世宗二七年）　迎曙亭干（世宗二七年）

⑱ 李朝・太祖三（一三九五）年編『大明律直解』卷十七には明律の「佃客」を「處干」と飜譯しており、李朝『睿宗實錄』卷六・元（一四六九）年六月辛巳條の工曹判書梁誠之上書にみえる「處干」も公租の負擔者にすぎない。『東國輿地勝覽』卷七麗州牧〔古跡〕登神莊の割註に「又有稱處者、又有稱莊者、分隸于各宮殿・寺院及內莊宅、以輸其稅」とあり、この場合も現物形態の「稅」を輸納することとなっている。

⑲ 『高麗史』ではさし當って「諸神廟直、神堂栗浦直、諸窰直、九曜堂直、諸牧監直、諸壇直、宮直、殿直、陵直、長源亭直、順天館直、諸眞殿直」（卷八十食貨三祿俸・權務官祿・文宗三十年條）、「六窰直、諸牧監直、安昌宅直、景昌院直、福昌院直、萬齡殿直、諸陵直」（同・仁宗朝條）、「諸陵直、諸眞殿直、諸館直、諸壇直、諸神廟直、諸牧監直、諸窰直、諸亭直、諸院直、館直」（卷七八食貨一田制）參照。『李朝實錄』では「社稷壇直、東西窰直、牧監直、陵直」（太祖元年）、「殿直」（太宗十年）、「山直」（世宗元年）、「客舍廳直」（世宗二年）、「房直」（世宗五年）、「倉庫直」（世宗十四年）、「院直、館直」（世宗二四年）、「國庫直、奉常寺祭壇直」（世宗二七年）などが散見でき、枚擧に暇がない。

⑳ 稻葉岩吉『釋椋』（前揭、九一頁）。

㉑ 關野貞『韓國建築調査報告』（東京帝國大學工科大學學術報告、第六號、一九〇四年）によると、當時通度寺の僧侶數は七～八百人に達していたという。

㉒ 崔吉成「一三二八年通度寺の農莊經營形態」（前揭、二四頁）。

㉓ 旗田巍「高麗時代の賤民制度〝部曲〟について」（『和田博士還暦記念東洋史論叢』所收、一九五一年）、金龍德「鄕・所・部曲攷」（『庸齊白樂濬博士還甲記念國學論叢』所收、一九五五年）、旗田巍「高麗時代の王室の莊園―莊・處―」（前掲）、林建相「わが國の部曲制の存在時期について」（「歷史科學」一九六一年三號、朝鮮文）等を參照。〔補〕林建相『朝鮮の部曲制に關する研究』（一九六三年、朝鮮文）

㉔ 註㉓所掲諸論著のほか、村上四男「高麗時代の所について」（「和歌山大學學藝學部紀要（人文科學七）」所收、一九五七年三月）參照。

㉕ 稻葉岩吉「朝鮮の寺院茶」（「建築協會雜誌」一九三一年八月）。なお『世宗實錄』卷一五〇慶尙道密陽都護府條の「嚴光寺」に「有雀舌茶」と註記してあり、この寺も雀舌茶（煎茶）產地として著名であったらしい。

㉖ これら諸地志に記錄された「姓氏」の取り扱い方、およびそれが示す實態について、さし當り、拙稿「淨兜寺五層石塔造成形止記の研究(1)―高麗顯宗朝における若木郡の構造」（「朝鮮學報」二五、一九六二年一〇月）、拙稿「高麗時代の百姓」（「朝鮮學報」二八、一九六三年七月）參照。

㉗ 『新增東國輿地勝覽』卷三七長興都護府の〔土產〕竹箭條に「出府東丁火里及府內南山」とある。

㉘ 『朝鮮金石總覽　上』にはなお〈密陽武安里國長生石標〉と題し、「□國長生一坐段寺」□乙丑五月日牒前」□是於爲了等以立」□乙丑十二月日」という碑文を收めている。ところが稻葉岩吉『釋椋』（前掲、八三頁および圖版一四）は蔚山郡象川里において新らしく發見したという「通度寺國長生標」について述べている。とすれば少くとも三塔の石碑長生標が發見されたことになるが、奇妙なことに密陽國長生標碑と蔚山國長生標碑とも上身を缺き、殘存する下身の碑文が一致する。發見場所が異るので、あるいは偶然の一致かもしれないが、また兩碑が同一碑ではないかとの疑いも生じうる。なおこれら石碑はすべての點からみて、通度寺の石碑長生標であることに誤りないと思う。

㉙ 前間恭作氏によると、この「見」字は「皃」字の誤讀で、また「貌」の略字であるという。孫晉泰「長生標」（前掲、六一四～六一五頁）。

㉚ 碑文の釋讀は、孫晉泰「長生標」（前掲、五九四～五九五頁）所收の前間恭作氏書翰によると「通度寺孫仍川國長生一坐の儀は寺所報尙書戶部乙酉五月日牒前判通り改立爲さしむべく申越されたるに依り立つ」とし、稻葉岩吉『釋椋』（前掲、七七頁）の意譯では「通度寺の孫仍川の國長生標一坐は、寺の所報にして、尙書戶部の乙酉五月日牒の判の如くに改立せよとあるから、標を立てた」としている。

㉛ 「癸酉」は「癸卯」の誤り。天福八年およびその註「太祖卽位第二十六年也」によって明らかである。

（一九六三・十二・十三、六六・四・二〇補）